

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	川口市 健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進法(がん検診等各種検診)の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和6年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、20歳以上の男女
その必要性	健康増進法における検診(健診)等を受けようとする者が、対象であるか否かの確認と、結果等の記録を経年的に正確かつ統一的に行い、住民の健康管理、健康づくりを推進する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報: 受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため ・4情報および連絡先: 個人の特定や通知等の発送、連絡のため ・地方税関係情報: がん検診の自己負担が免除になる非課税世帯の申請があった者を確認するため ・健康・医療関係情報: 健診(検診)結果等の適正な管理を図るため ・生活保護情報: がん検診等の自己負担免除対象者の把握ならびに健康診査対象者への通知発送のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健部保健所健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課2課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (健診(検診)実施機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	健診(検診)等に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため	
④使用の主体	使用部署	保健所健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業の対象となる住民であるか否かを確認 ・健診(検診)結果を管理 ・精検未受診者への受診勧奨通知の発送 	
情報の突合	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、受診履歴等を確認する。	
⑥使用開始日	平成28年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1 健康管理システムデータ入力委託		
①委託内容	健診(検診)結果等のデータ入力業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 リプライム	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	現在、再委託は行っていない。 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	データ入力業務の一部
委託事項2 健康管理システム保守業務		
①委託内容	システム保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の帳票類は、鍵のかかる倉庫やキャビネットに保管している。 ・サーバは、生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部にある。(サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。) ・バックアップデータを市内別拠点に保管している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり
各種成人検診情報ファイル

個人基本情報		健康診査情報			
1	個人番号	1	健診年度	51	HbA1c
2	世帯番号	2	健診日	52	尿潜血
3	カナ氏名	3	受診日年齢	53	尿糖
4	漢字氏名	4	年度末年齢	54	尿たんぱく
5	生年月日	5	基準日年齢	55	メタボ判定
6	性別	6	実施医療機関	56	総合判定
7	続柄	7	既往歴詳細	57	医師所見・指示
8	郵便番号	8	自覚症状の有無		
9	住所	9	自覚症状の詳細		
10	方書	10	他覚症状の有無		
11	住民区分	11	他覚症状の詳細		
12	小学校区	12	血圧を下げる薬		
13	中学校区	13	血糖を下げる薬		
14	地区担当名(保健師)	14	コレステロールを下げる薬		
15	世帯電話	15	脳卒中		
16	個人携帯	16	心臓病		
17	世帯員情報	17	腎不全・透析		
18	世帯員人数	18	貧血		
19	家系図	19	たばこの習慣		
20	特記(個人・世帯)	20	20歳からの体重増加		
21	要介護状態	21	運動習慣		
		22	歩行		
		23	歩く速度		
		24	1年間の体重変化		
		25	食べる速度		
		26	就寝前2時間の食事		
		27	夜食・間食		
		28	朝食		
		29	飲酒		
		30	飲酒量		
		31	睡眠		
		32	生活習慣改善		
		33	健康指導の利用		
		34	身長		
		35	体重		
		36	腹囲		
		37	BMI値		
		38	視・触診		
		39	打聴診		
		40	血圧(収縮期)		
		41	血圧(拡張期)		
		42	中性脂肪		
		43	HDL		
		44	LDL		
		45	AST		
		46	ALT		
		47	γGT		
		48	クレアチニン		
		49	空腹時血糖		
		50	随時血糖		

胃がん情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	検診日
3	受診日年齢
4	年度末年齢
5	基準日年齢
6	検診区分
7	検診番号
8	受診会場
9	実施医療機関
10	送付日
11	請求日
12	自己負担の有無
13	費用免除事由
14	電話
15	受診時地区
16	胃がん検診受診歴
17	検査結果(レントゲン)
18	特記事項
19	指示区分
20	判定
【 精密検査情報 】	
1	精検結果入力日
2	精密検査開始日
3	精検実施機関名
4	検査方法
5	診断・所見
6	治療

肺がん情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	検診日
3	受診日年齢
4	年度末年齢
5	基準日年齢
6	電話
7	受診時地区
8	整理番号
9	実施医療機関
10	自己負担の有無
11	費用免除事由
12	請求月
13	受付日
14	肺がん検診受診歴
15	職種
16	喫煙の有無
17	喫煙指数
18	1日の本数
19	喫煙年数
20	血痰の有無
21	比較読影の有無(一次)
22	所見区分
23	二重読影日
24	二重読影委託の有無
25	比較読影の有無(二次)
26	所見区分
27	レントゲン判定区分
28	喀痰提出日
29	喀痰提出区分
30	総合判定区分
【 精密検査情報 】	
1	精検結果入力日
2	精密検査開始日
3	完了の有無
4	精検実施機関名
5	検査方法
6	診断・所見
7	病期分類(原発性肺がんのみ)
8	切除術の根治性(原発性肺がんのみ)
9	組織分類(原発性肺がんのみ)
10	治療

大腸がん情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	検診日
3	受診日年齢
4	年度末年齢
5	基準日年齢
6	電話
7	受診時地区
8	整理番号
9	実施医療機関
10	検診区分
11	検診形態(保cかドックか)
12	自己負担の有無
13	費用免除事由
14	請求月
15	受付日
16	大腸がん検診受診歴
17	問診判定
18	測定(1日目)
19	測定(2日目)
20	総合判定
【 精密検査情報 】	
1	精検結果入力日
2	精密検査開始日
3	精検実施機関名
4	検査方法
5	診断・所見
6	治療

子宮がん情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	検診日
3	受診日年齢
4	年度末年齢
5	基準日年齢
6	電話
7	受診時地区
8	整理番号
9	実施医療機関
10	自己負担の有無
11	費用免除事由
12	請求月
13	受付日
14	子宮頸がん検診受診歴
15	自覚症状(6ヶ月内)
16	視触内診
17	採取器具(頸部)
18	標本の適否
19	推定病理診断
20	細胞診断結果(頸部)
21	指示区分(頸部)
22	採取器具(体部)
23	細胞診断結果(体部)
24	指示区分(体部)
25	医師コメント
26	再採取
【 精密検査情報 】	
1	精検結果入力日
2	精密検査開始日
3	精検実施機関名
4	検査方法
5	診断・所見
6	HPV検査結果
7	治療

乳がん情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	検診日
3	受診日年齢
4	基準日年齢
5	検診区分
6	電話
7	受診時地区
8	整理番号
9	実施医療機関
10	自己負担の有無
11	費用免除事由
12	請求月
13	受付日
14	乳がん(視触診)検診受診歴
15	乳がん(マンモ)検診受診歴
16	視触診所見腫瘍(右と左)
17	視触診所見硬結(右と左)
18	マンモグラフィ撮影年月日
19	カテゴリー分類(右と左)
20	総合判定区分
21	判定区分(右と左)
22	指示区分
【 精密検査情報 】	
1	精検結果入力日
2	精密検査開始日
3	精検実施機関名
4	検査方法
5	診断結果
6	治療

肝炎ウイルス情報	
【 一次検診情報 】	
1	受診年度
2	健診日
3	受診日年齢
4	基準日年齢
5	電話
6	受診時地区
7	整理番号
8	実施医療機関
9	自己負担の有無
10	費用免除事由
11	請求月
12	受付日
13	検診種別
14	実施区分
15	判定結果(B型肝炎)
16	判定結果(C型肝炎)
【 フォロー情報 】	
1	フォロー日
2	フォロー内容
3	フォロー備考

歯科健診・歯科ドック情報

- 1 受診年度
- 2 健診日
- 3 基準日年齢
- 4 受診時地区
- 5 整理番号
- 6 実施機関
- 7 請求月
- 8 受付日
- 9 自覚症状の有無
- 10 自覚症状詳細
- 11 現在歯数
- 12 咬合状況
- 13 出血の有無
- 14 歯肉炎症状況
- 15 知覚過敏状況
- 16 かかりつけ医の有無
- 17 受診困難の有無
- 18 糖尿・心臓病・脳卒中の治療有無
- 19 周囲の関心状況
- 20 きれいな歯(見た目)
- 21 食後の歯磨き習慣
- 22 間食(甘味)習慣
- 23 喫煙の有無
- 24 就寝前歯磨き習慣
- 25 歯磨剤(フッ素入り)使用の有無
- 26 補助用具使用状況
- 27 咀嚼状況
- 28 歯磨指導の有無
- 29 定期健診受診有無
- 30 歯式入力
- 31 歯の状況
- 32 歯肉の状況
- 33 個人コード(最大値)
- 34 口腔清掃状態
- 35 所見の有無
- 36 所見詳細
- 37 唾液潜血検査
- 38 う蝕活動検査
- 39 唾液量検査
- 40 唾液緩衝能検査
- 41 口腔内軟組織検査
- 42 総合判定
- 43 判定区分3の詳細

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
各種成人検診(健診)情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・検診(健診)実施機関において、本人確認(身分証等の提示)を厳重に行い、本人以外の情報が記載されないように徹底する。 ・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。 ・受診券の交付、再交付については、複数項目の情報から本人確認を行う。 ・庁内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受けることができる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。 ・健診(検診)実施機関からの帳票類(紙媒体)の提出は、窓口へ直接持参するか、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便での提出とする。 ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。 							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・システムについては庁内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードについては、定期的な変更を義務付けている。 						
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
-							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持に関する事項(委託契約終了後も含む) ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生なし] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

—

再発防止策の内容

—

その他の措置の内容 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・バックアップデータを市内別拠点に保管している。
 ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項,第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－4個人番号の利用－法令上の根拠	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条1項	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	項番号の整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成30年11月15日	I 関連情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－③対象となる本人の範囲	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、20歳以上の女性、40歳以上の男性	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民)で、20歳以上の男女	事後	対象者の範囲の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑥事務担当部署	健康増進部保健センター	保健部保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定基本情報の入手・使用－④使用の主体	保健センター	保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分) 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事業の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施しない	事後	現在の状況に併せて記載
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1－リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムと接続については、現在未定である。	—	事前	接続しない(入手・提供)ため、記載不要
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22日	IV開示請求、問合せー特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求ー②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	V評価実施ー手続き①実施日	平成27年11月4日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	I基本情報ー4個人番号の利用ー①システムの名称	-	中間サーバー	事前	健(検)診結果の活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し

<p>令和4年3月2日</p>	<p>I 基本情報－4個人番号の利用－②システムの機能</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 	<p>事前</p>	<p>健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し</p>
-----------------	---------------------------------	--	--	-----------	---

令和4年3月2日	I 基本情報－4個人番号の利用－②システムの機能		<p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－4個人番号の利用－③システムとの接続		情報提供ネットワークシステム宛名システム等	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し

令和4年3月2日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－③委託先名	株式会社 サウンズグッド	都亜測量設計 株式会社	事後	委託先変更によるもの。
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－6特定個人情報の保管・消去		<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目		別添1の健康診査情報 47クレアチニンを追加	事後	検診項目追加によるもの。

<p>令和4年3月2日</p>	<p>Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容</p>		<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事前</p>	<p>健(検)診結果の活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し</p>
-----------------	---	--	--	-----------	--

<p>令和4年3月2日</p>	<p>Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容</p>		<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。」</p>	<p>事前</p>	<p>健(検)診結果の活用に向けた情報標準化整備事業開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。</p>
-----------------	---	--	---	-----------	--

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	健(検)診結果の活用に向けた情報標準化整備事業開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル~(3)送付先情報のファイル~7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル~(3)送付先情報のファイル~7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の上机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	-	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-(1)住民基本台帳ファイル~(3)送付先情報のファイル~7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	-	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和5年3月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-③委託先名	都亜測量設計 株式会社	株式会社 リプライム	事後	委託先変更によるもの。
令和5年3月1日	Ⅳ開示請求、問合せ-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅳ開示請求、問合せ-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③法令による特別の手続き	-	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日~)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更

令和6年3月11日	I 基本情報－4個人番号の利用－システム7－①システムの名称	-	生活保護システム	事前	健康管理システムに登録している健康診査(保険未加入者等)データの生活保護管理システム連携開始による見直し
令和6年3月11日	I 基本情報－4個人番号の利用－システム7－②システムの機能③他のシステムとの接続	-	<p>1. 生活保護台帳管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮し相談及び申請の受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する機能 申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をする機能 対象者の生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う機能 <p>2. 扶助費給付機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助を 窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する機能 <p>3. 返還決定機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正に支給された扶助費について返還決定をし、徴収金の管理を行う機能 <p>4. 生活状況記録機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の居住地へ訪問し聞き取りをした生活状況等を、システム内に記録する機能 <p>他のシステムとの接続 庁内連携システム [○]</p>	事前	健康管理システムに登録している健康診査(保険未加入者等)データの生活保護管理システム連携開始による見直し
令和6年3月11日	I 基本情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健所地域保健センター	川口市 健康増進部 保健所健康増進課	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 基本情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	地域保健センター長	健康増進課長	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない

令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要—2 基本情報—⑥ 事務担当部署	保健部保健所地域保健センター	保健部保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要—3 特定個人情報の入手—④ 使用の主体—使用部署	保健所地域保健センター	保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない